

の赦しの爾曹に傳はれるを知れ爾曹モーセの律法に於いて義とせらるゝこと能はざる凡ての罪も信する者は皆彼等に由りて義とせらるゝなり(全十三〇三十八、三十九)、是れはユダヤ人に宣傳へました説教でありますが、ユダヤ人が非難して受けませなんだからパウロはユダヤ人を去つて同じ説教を異邦人に宣傳いたしました、「爾救ひとなりて地の極にまで及ばん爲に我爾を立て異邦人の光となせり」(全十三〇四十七)、基督は萬民の救主であつて我れは異邦人の爲に遣はされたものであるとパウロは申しました。

エルサレムに第一の總會がありました其れは異邦人が直接に基督の救ひに與ることが出来るや否やと云ふことに就いて論ずる會議でありました(使十五章)、其れはパウロは「異邦人も直接に基督に信憑する信仰に由つて救はるゝことを彼等に宣傳いたし申しました、反對の人等の申すには「基督に信憑するのみでは救はれぬ、モーセの律法に従ひ割禮を行ひ其他の儀式を行ひ守らねば救はれることは出来ぬ」と主張しました、此の問題を解決する爲の會議であります、さうして其決議せられたことは基督を信することは割禮よりも其他のことよりも必要なことで、異邦人は割禮や其他の儀式はなくともたゞ基督

「基督を信するものは救はるゝのであります、唯に異邦人ばかりでないユダヤ人なる自分もたゞ基督の功に由つて救はれて居るのであると申しました、一彼等の救はるゝ如く我儕も主イエスキリストの恩恵に由つて救はるゝことを信するなり」(全十五〇十一)、使徒の説教は常に其のやうな主意であります、ユダヤ人が基督の功に由つて救はるゝのであります、ユダヤ人のやうに儀式、律法もない異邦人も基督の功に由つて救はるゝのであります、使徒行傳十六章三十一節には一言で救ひの方法が明かに示してある、是れはピリヒの獄吏がパウロに問ふて「我れ救はれん爲に何をすべきかと」熱心に救ひに入るの方法を尋ねましたときに、パウロの答へは「主イエスキリストを信せよさらば爾及び爾の家族も救はるべし」是れは救ひを受くる方法を明白に教へる言であります、即ち基督を信する者は必ず救ひを受くることが出来ると云ふ救ひであります、パウロがアテンス人の前に立ちて「人をして神を求めしめ彼等が或は濫得ることあらん爲あり然ども神は我等各人を離るゝこと遠からざるなり」(全十七〇廿七)と説教いたしました、即ち神は萬民に喜んで救ひを與へたいと云ふ聖旨であると云ふことで、異邦人なるギリシヤ人に與へた

る教へであります。又信者であるエヘツ教會の長老に語りましたときに「兄弟よ爾曹の徳を建て且總ての潔められしものの中に於いて業を爾曹に與ふる能力ある神及び其恵みの言に今爾曹を委ぬ」(全二十〇三十二)、パウロが愛する者の許を去るときに其やうに神の恵みに委ねて神が彼等を護り給ふと信じて安心いたしました。

パウロが議會の前で吟味せられましたときに福音説教は甦ることを教へるのであると申しました「死たる者の甦ることを望むに因て我今審かる」(使二十三〇十六)、「死し者の甦らんことを神に因つて我は望めり」(全二十四〇十五)、又パウロがアグリッパ王の前に説教するとき「神既に死し者を甦らせ玉へりと云ふとも爾曹何を信じ難しとするや」(全廿六〇八)、是は先祖から信じられて來て居ることである「今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其の望につきて鞠かるゝなり」(全廿六〇六)パウロはユダヤ人に捕へられて牢獄に入れられて吟味せられた時其説教の主意は基督に由つて救はれ、其死より甦ると云ふ神の大なる福音であると申しました。

羅馬書には澤山救ひを教へる記事があります、パウロは熱心に其の救ひの方法と救ひ

の結果とを論じて居るのであります、まづパウロは自分の傳道者となる天職は基督の賜であること主張して「われら彼より恩恵と使徒の職を受」(羅一〇五)、さうして此の宣傳する福音は最も大切なる大能あることであると認めて居ります「我は福音を耻とせず此の福音はユダヤ人を始めギリシヤ人すべて信する者を救はんとの神の大能たればあり」(全一〇十六)、是れは此の書の題を示す記事で即ち福音は救ひに至る神の大能であると云ふことでもあります、パウロの議論は初めに萬民は皆罪人であると證明して自分で自分を救ふことは決して出來ない、モーセの律法も救ひを與へる効能はありませぬ、併し神は救ひを與へる方法を設け給ふた、今律法の外に神の人を義とし給ふことは顯はれて律法と預言者は其證しをさせり、則ちイエスキリストを信するに由て其義を神はすべての信者に給ふて區別なし(全三〇廿一、廿二)、又救ひの必要と救ひは確かに與へられてあることを主張して「蓋人みな罪を犯したれば神より榮を受くるに足らず、只イエスキリストの贖ひに頼りて神の恩恵をうけ功なくして義とせらるゝなり」(全三〇廿三、廿四)是れは此書の概畧の主意で則ち救ひの道を示す一言であります、救ひの必要は人皆罪人なる故

神の榮を受くる事が出来ないので、救ひを受くる方法は基督の贖ひに仍りて神の恩恵を受け又救ひの結果は功あくて義とせらるゝのであります、其の救ひはたゞ基督より後の人に及ぶのみならず基督以前のものにも及ぶ功績があります、神は昔の基督以前の者をも救ひ給ひました、罰を興へず只其の罪を看過することは神として義からざることでありませう、併し昔の人に救ひを興へましたのはやはり基督の功の御蔭である、救はれたる所の人々は其救はるゝ方法を知りませなんだが基督が死給ひましたときから夫れを知ります、其の死は贖ひであつて昔の人にも現在の人にも亦將來の人にも、神に倚頼むすべての人に救を興へる功績があります、神はイエスを信するものを義とするとも尙ほ自ら義たらん爲に今其義を現はさんとす(全三〇廿六)、罪人に罰を興へず、罪人の罪を赦す事が出来る、是れは義からざることでない、何故なれば最早其罰を興へ盡しました、則ちイエスは其罰を正に受け給ふたのであります、茲に救ひの方法を略言して「故に我思ふに人の義とせらるゝは信仰によりて律法の行ひに由らず(全三〇廿八)、と記してあります、此の三章にパウロが證明したことは罪人は基督の功によりて義とせら

れて居ることで、併し基督信者が基督より受くることは只神の赦放のみではありませぬ基督が興へ給ふ救ひは消極的救ひではなく、積極的恩恵、幸福、特權を興へらるゝ救ひであること云ふことであります。

罪人であつて神の旨に逆ふて神の前に罰を受くるところのものは其の幸福を受けることは勿論能ないです、夫故に其の消極的救即罪の罰より自由にせらるゝことは第一のことと夫れは救ひの基礎である、けれども人は其の基礎を住居とすることは能ない、其の基礎の上に家を建て其の家に住居するのであります、消極的救ひ即ち罪の赦しの基礎の上に積極的救ひの建物即ちすべこの恩恵、幸福、特權であるところのものを建るのである「此の故に我儕信仰に由りて義とせられたれば神と和ぐことを得たり(同五〇一) 第一は神と和ぐこと、又我儕彼に由り信仰に由りて今居る所の恵に入ることを得(全二節)、第二は恩恵の世の中に入ることを、又全節に「且神の榮を望みて喜びをなす」第三のことは喜と榮の約束であります、救の基礎は無論基督の贖ひであり、夫れは神の愛を示はすことであるから、愛する神よりすべての善事を受くる約束

が舍んで居ります。「キリストは我儕のあは罪人たるとき我儕の爲めに死給へり神は之に由りて其受を現はし給ふ」(全八節)、斯の如き愛ある故に必ずすべての善事を與へ給ふに相違ありませぬ、「今其血に由りて我儕を救はせられたれば況して彼に由りて怒りより救はるゝことなからんや」(全九節)、「もし我儕敵たりし時其子の死によりて神と和らぐことを得たらんには況して和ぎを得たる今其の生けるに由りて救はるゝことを得ざらんや」(全十節)、勿論此の救はるゝと云ふ文字は、たゞ滅亡から救はるゝと云ふ意味のみではなく、すべての善賜を受けて幸ひなる生命を受くると云ふ意味であります、基督が宜ひし如く「我來るは彼等をして生を受けしめ信者をして豊かならしめん爲なり」(約十、十參照)「只是のみならず我儕に和ぎを得させ給ひし我主イエスキリストに頼て亦神を喜べり」(全五〇十一)、神の喜びを受くことであります、基督が祈り給ひし如く「我喜樂を彼儕に充しめん爲なり」(約十七、十三參照)、怒と滅亡より救ふのみならず、生命と能力と特權とを受け又幸福、喜樂を受くことであります、是れは救ひが三つに區分されてあります。

第一は罪が赦されて亡びより救はるゝこと。

第二は生を受けて清き行ひを爲すに至ること。

第三は喜樂幸福なる生涯を受くこと。

此の五章の十五節より十九節までにパウロは私共の天性に受くこと、基督より受くことを比較して、救の豊かなることを教へました、アダムは人類の大祖先である、故に世の禍は皆アダムの罪より流れ出でたのであると申してアダムの行爲と、基督の行爲とを比べて論じました、両方とも萬民に及ぶ結果を生じて、アダムの行爲の結果は罪、死、禍でありましたが、基督の行爲の結果は其正反對で正義、生命、幸福であります、則ちアダムの方は罪の初めであつて、基督の方は罪の亡びと、神に服従の道を開かれたことでもあります、又基督の死は生命を生ずることを教へて、「若し我儕の死の狀に等しからば又彼の 甦りにも等しかるべし」(羅六、五)、則ち信者は基督につかがることに於いて基督と等しくなり、一躰となることであります、故に基督が死から甦りましたならば私共も甦るに相違ありませぬ、「我儕もしキリストと偕に死ばまた彼と偕に生んて

とを信ず」(全八節)、罪の價は死なり神の賜は我儕の主イエスキリストに於て給はる  
 永生なり」(全廿三節)、罪人の世渡は死の状であり、基督信者の世渡は生命の活動で  
 ある、生命の活動は道理のこゝろを行し、神の聖旨に應ふ所の世渡をするのであります彼  
 罪人は死に至る罪の行爲をするので、是れは當然であるが、基督と一脈となりし信者は  
 其如く死に至る行爲をなさず、只生命に至る道に歩むべきは、正しき行すべきことであ  
 ります、罪人は律法の下に在りて其律法は常に罪ある行爲を審判つゝあります、信者は  
 律法の下に審判に當るものではありません「蓋爾曹恩の下に在りて律法の下に在らざれ  
 ば罪は爾曹に主となることなければあり」(全十四節)、次の十五節には「律法の下に在ら  
 ざる故に罪を犯すべきか」と證ねる「否らず」と答へます、何故あれば恩の下にあるは  
 其れは生命の世渡りをして居ると云ふ意味であります、生命に與かるものは死の行ひを  
 爲すことは不適當なことである、其の恩は善行ひをなすやうに助ける恩であつて、其の  
 自由はたい美しい行ひを爲し得る爲めに、亡と恐の羈絆より脱れしめて、自由を得させ  
 給ふのであります。

八章には救ひの約束、神が恩を與へる記事が多くあります、「此の故にイエスキリスト  
 にあるものは罪せらるることなし」(全一節)、即ち信者は罪科の中より自由にせられること  
 で、是れを基として、之れより生ずる多くの救拯の賜、救を生ずる結果を續いて記し  
 て在ります、次には罪せらるることなきのみならず、律法の下に居ないことを記して「  
 生かす靈の法はイエスキリストに由りて罪と死の法より我儕を救せばなり」(全二節)、と  
 あります、罪が赦さるゝのみならず將來に於いても律法の罰に當ることはないものであり  
 ます、恩恵の法の下に居りますから、夫れより一の奇なる結果が生ずるのであります、  
 律法の目的は人をして惡事より免れしめ、善事を行さしめんが爲であります、律法は人  
 を治め、惡人には罰を與へて、人を善道に行かしめんとするものであります、けれど  
 其律法の目的は成就しないで、却つて法網をくぐる惡人が殖へて來るのであります、  
 の行爲を止めて、善事のみをなすものには罰を與へないと云ふ方法では、人をして善さ  
 ものどなすことは出來なかつたのであります、然し神は其罰を止めて、惡事をするもの  
 でも、罰を與へないで、恩恵を與へると云ふ約束をなし給ふたときに其の目的は成就し

たのであります、人は即ち其の恩恵の約束に浴してから、自然に悪事を止めて、善事をなすものとなりました、罰の律法は失敗に終りましたが愛の律法は成功して、其の目的を達しました、「律法は肉に由りて弱く其の能はざる所を神はなし玉へり」(全三節)、「律法の義は肉に従はで靈に従ふて行ふ我儕に成就せんが爲あり」(全四節)、「神の智慧は人の智慧より、萬々勝れたるものである、人が人を改心させんとするには、只律法に由つて善事を爲さなければ罰を與へると云ふ、即ち律法を以て善事を行はせやうと致します、此の企ては何時でも失敗であります、神の企ては其の反對で、罰を與へずに愛を與へ、罪を責めずに放赦を與へる、其のやうに恩恵の法に由るのであるから、成功しまして人を立派に善者となすことが能たのであります、又神の企ては人が心を神に任せて一心に倚頼む場合に聖靈は降つて、直接に人の心に宿り給ふて其者を助け導きて又惡に勝つる能を與へ給ひます、是れは即ち新しい生命を受くると云ふことであります、此の新なる生命は潔行の源でありまして、清らかなる活働の原因であります、「もし神の聖靈爾曹に住まば爾曹は肉に居らで靈に居らん」(全九節)、此の聖靈は基督が心に宿り給ふことで

あります、キリスト爾曹に居らば躰は罪に由りて死、靈は義に由て生きん」(全十一節)、即ち生れながらの性質の勢力は漸次弱くなりまして死に至りますが、心に宿り給ふ神の靈は増々熾んに働いて進歩發達致します、又生れながらの性質の行ひは死の行ひでありませんが、心に宿り給ふ新しい生命の行ひは、清き生命に應ふ行ひであります、神の聖靈が心に宿り給ふて現世に於いて善行をなすのみならず同じく未來の幸福ある生涯を與へることである、「もしイエスを死より甦らせしもの、靈爾曹に住まばキリストを死より甦らせしは其の爾曹に住む所の靈を以て爾曹が死ぬべき躰をも生かすべし」(全十一節)、基督は聖靈に由りて死より甦りました、同じ聖靈が私共の心に宿り給ふならば私共をも死より甦らせて幸福なる生涯を與へ給ふのであります、神が私共を救ひ玉ふ企ては律法の罰を以て、威嚇して善道に行せやうとするのではあゝ、愛を以て恩恵を與へて、神を愛する心を起さしめて、さうして善道に歩みたいと云ふ心を内から發せしめる夫れから聖靈が直接に心に働いて、善者となるの能力を與へます、神は愛を以て人の心を自然に神に任してしまふやうにする、人が心を神に任せば神はすべての、善行と生命

の活動を聖霊の能力を以て爲さしめ給ひます、十四節より信者は神の子たる権利を有つことこの約束であります。少しくパウロの此書を復習致しますれば、一節は基督に由つて罪せらるゝことのないこと、二節は罪の死の法より脱れて自由となること、三、四節には義を行ふやうになること、九、十、十一節には新しき生命を愛くることであります、夫れから猶ほ進んで、基督に属くものは、凡そ神の霊に導かるゝものは是れ即ち神の子あり(十四節)、又「爾曹が受けし所の霊は僕たるものゝ如く再び恐れを抱く靈にあらずアバ父よと呼ぶ子たるものゝ靈なり(十五節)、神の聖霊が信者の心に宿り給ふて子たる権利を與へるのみならず、同じく子たる情念を抱かせるのである、聖霊目ち我儕の靈と共に我儕が神の子たるを證す(十六節)、小供としての情念を有つのみならず、聖霊が心に覺りを得させて、神の子たるを知るの能力を與へ給ひます、其子たる關係を得ることによつて、種々ある結果を生ずるのである、神の子たるものは基督の兄弟、又友である「我儕もし子ならば又後嗣たらん(十七節)、子は父の後嗣であるから、私共も神の後嗣である、後嗣は何を受くるのであるか、基督は何を受けましたか、基督は標準であつ

て基督が受けし如く私共も後嗣であるから、其の如く私共も受くる筈であります、第一基督は苦難を受けましたから私共も苦を受けざる筈です、併し彼は榮を受けましたから私共も亦榮を受くる筈です、「神の後嗣にして基督と共に後嗣たるものあり我儕もし彼と偕に苦を受けなば彼と偕に榮を受くべし(十七節) 其榮はごんを榮であるか、此の世の榮譽よりも、すつと勝つた榮光であります、此の世の幸福よりも遙かに優れた喜びでのあります、即ち此の世で如何に苦難を受けましても、其榮、喜を受くるからは大いなる幸福であります、「我意ふに今の時の苦難は我儕に顯れん榮に比ぶべきに非ず」(十八節)、聖靈に由つて此子たる権利を受け又基督と偕に後嗣とありまして常に聖霊の祐助を受くるのであります、たゞ未來に於て幸福を受くるばかりではない現世に於ても常に聖霊の祐助を受くるのであります、「聖霊も亦我儕の弱きを助く(廿六節)、現在のすべての不足を補ひ必要のものを與へるは聖霊の恩恵であります、基督が約束し給ひし如く(慰訓師)即ち(助ける者)は常に我儕と偕に在ります、倚賴者は平常祈つて聖霊の助を受け、祈り時に其の祈りに應へて助けを與へるのみならず、聖霊

は其の祈ることをも助け、祈る能を與へ、祈る心を勵まします。「我儕は祈るべき所を知されども聖靈みづから言がたきの慨歎を以て我儕の爲に祈ぬ」(廿六節)、只善き願ひに應へるのみならず、善き望みを起して、善き事を祈らせまします。「神の心に順ひて聖徒の爲めに祈ればなり」(廿七節) 神の聖靈が心に宿り給ふならば、「夫れは凡ての善きことを受くる約束であるに相違ない、併し夫れより進んで凡てのものが基督信者に益を得させるやうに神は取扱ひ給ひます、たゞ憫と禍に陥るときに助を得るのみでなく、眞の禍と云ふことはありません」又凡てのことは神の旨に依り召かれたる神を愛するもの爲に悉く働きて益を致すを我儕は知れり」(廿八節)、何んなに苦痛、煩惱に遇ふことある場合にも其の苦痛と思はる経験は、夫れは神の試練であつて辛い目に遇ふことは即ち人の心を鍛ひ、或は他の恩恵を與ふる神の愛の賜であります、信者は神より恩恵を受くるのみならず、信者が受くる所の此の経験も亦すべて神の恩恵である、夫れは容易に信することは能きいかも知れぬ、併し神の言は慥に信すべき道理であります、又神の限りない能力と、神の限りない愛とを信するならば、此の道理をも信すべきである、神が眞

に私共を愛するからば、悪い経験を與へる筈がありません、たゞ善事をのみ與へたいと欲ふて居給ふのであります、然らば善事を與へたいと欲ふて居給ふても、夫れが能かないのであるならば夫れは全能の神ではない、勿論私共は罪人でありまして、神に背く罪の傾きが多く心に残つて居る故に神が恩恵を與へたいと欲ふ有益な経験に逆ふて損を受くる経験をされる場合が澤山あるかも知れぬが、其のやうな場合に於いて其の損と苦痛の結果は、確かに益となることである、何故なれば夫れに依つて悪い心が正され、誤れる考へを覺され、神に逆ふ心がなくなつて、漸次私共が清いものとあるの好結果を生ずるのであります、従順なる心を有ち、神に凡ての情念を任せて、信頼するものは、大ある安心立命を以て日おやくることが能る、全能の神は親心の愛を以て凡てのことを私共の爲に取扱ふて居給ふと云ふ大歡喜の思想を心に抱くことが能るのであります。

次の節からは救の能力、救の約束、聖靈の實際の働き等を示して信者は基督に由つて種々の恩恵を教へられて居る、神は豫め知り給ふ所のものを其子の狀に效はせんと豫め之を定む」(廿九節)、神の大なる恩恵の企圖、神の預め定め給ふ心意は、確かに基督



信者を恵み給ふ神の大いなる聖旨であります、即ち私共の救を受けるときを得るのは我等の願ひに應じて、神が恩恵を興へるのでなくて、神は初めに預じめ定め給ふことであります、救の源は神御自身の御聖旨である、夫れから救の標準は何であるかと云ふに、即ち神の御子基督と等しくなることで子の狀に效はせんと預め之を定め給ひました、是れはカルピンの神學の信仰の中心であります、アルメニヤンの神學の信仰箇條の説明は、人間の方面から如何にして救を受くるかと論じて、人間即ち私が斷然情念を厚ふして基督に願ふとさに神は基督の功に由つて救を興へ給ふと云ふ説明であります、カルピンの神學の説明は救ひの根本は神の聖旨である、神は聖き人と、愛するものを欲し玉ふて、たいに基督を此世に遣はすのみならず、大いなる恩恵を興へ人間を導き助けて、人をして基督に従はしめ、基督の狀に似せるやうに初めから神は定め給ひましたと云ふ説であります、是れは兩説共眞理である、自分が斷然意を決して基督に従ふものでなければ救はるゝことは能ませぬ、併し又私が罪を感じて、神を慕ふて立ち歸り、悔改めて、基督に信頼することの能たのは、實際神の祐助に據るのであつて知らず識らずの

間に神は大いなる祐助を興へましたからである、基督に倚頼しましたときに神が救を興へましたのみならず、基督の救を受けたいと云ふ望みを起す爲に、神は多くの恩恵聖靈の導き、其他の助を興へ給ひましたのであります、神の深き御愛心は其の愛の爲に初めから、祐助、導誘、恩恵を興へるやうに聖旨を定め給ひました、私の願ふのが原因でなくて、其原因は神の御愛心から起つたことであります、次には救の方法が記してある、廿九節には救の原因即ち神が初めから、人をして御子基督に效はせるやうに定め給ふた、夫れを成就し、實行する方法は「預め定めたる所のものは之れを招き招きたるものは之れを義とし義としたるものは之れに榮を賜へり」(三十節)、初めに招き給ひます、即ち傳道者の説教、友人の勧め、聖書の教、約束、聖靈の勵まし、働きに由つて其人をして基督に従ふやうに招き給ふた、夫れから一度基督に従ふやうになつて來るときから其の人をして其の如くに爲し給ひます、基督の功に由つて罪を赦し、神の裁判官の前に正しき人として取扱はれます、夫れから進んで、充分に此の世に於て鍛練せられてから、榮の中に其の人を基督の榮光ある御姿に漸次似せ給ひます、夫故に少しも

心配は要りません、「もし神我儕を守らば誰か我儕に敵せん」(三十一節) 救はたゞ私か神を勤めて、救を求め、私の手に救を握るのであつたならば、もしも私の力の足りないならば、失敗して救を失ひはせぬかと云ふ心配が常にあるでせうが、然し救は神が私を握り、神の全能が私を守り給ふて、神の深き御愛心が私共を救ふやうに、決心し給ひしことであるから、夫れは變らなない、又能はざる所なき神なる故へ決して仕損じや、救を失ふ等の心配は少しも要りません、不完全を救である筈がありませんから其な心配は更に無要であります、「已れの子を惜まずして我儕凡ての爲めに之れを付せるものは豈萬物も我儕に賜はらざらんや」(三十二節)、救は始めから終りまで神の定め給ふ愛の賜である故に必ず完全に救はれることで眞の安心立命を受くることが能ます、三十三節にパウロの論じまするには、神はすべての必要なるものを愛する者に與へ給ふ約束のことでもあります、即ち積極的救の約束であります、「神の選びたるものを訴へんものは誰ぞや義とする神あるか」(三十三節)、此の義とする神なるか(と云ふことに就いて其の原語の翻譯に今一つあります、(之れを義とするものは神なり) 即ち義とする

ものは神であるから罪を定むるものは誰ぞや他にはない、私共は神の選び給ふものであるから訴へるものはない、況して神御自身が私共を義とよし給ふから罪に定むることは萬々ありません、是は基督信者の完全なる事を主張する語であります、其の次の句も質問の方ではなくて、其の理由を言ひ示はして居るのである、「死て甦り神の右にありて我儕の爲に禱告し給ふものはキリストである」(三十四節)、基督が私共の爲に大なる苦難を受け給ふたのは、是即ち深き愛である、其愛より我儕を離らせるものは何者も無いのであります、初めに神は選び給ふて救ふやうに決心して神は保証とありし故へ私共を訴へることはない、又神は折角私共を義とし給ひますから罪を定むることは決してありません、また其の上にも基督が私共の爲に大なる苦難を受け給ふたは、大なる、深き御慈愛の中にありますから基督の愛より奪ひ取るものはありません、即ち私共基督の愛より離るゝことは決してないのであります、今之れを區分すれば、

第一、神は其の救を定め給ひしこと。

第二、其の救ひを實行し、成就なし給ひしこと。

第三、其の救より私共を離らすることは決してなきこと。

「我儕を我主イエス、キリストに頼る神の愛より絶らすること能はざるものなるを我儕は知る」(三十九節)。

十章にも亦救ひの約束を申して居ります、「是れ即ち我儕が宣ぶる所の信仰の道あり」(八節)。「蓋もし爾口にて主イエスを認はし又爾心にて神の彼を死より甦らしむを信せば救はるべし」(九節)、是を少し説明せんに、蓋もし爾口にてイエスを主と認はし即ちイエスは私の主であると、公けに認はして心の底に神は基督を甦らせ、即ちイエスは神の子であると信することである、是は私共の救を受くる方法であります、即ち人間の方面から見れば、是れ救の状態である。是れは前申したアルメニヤンの神學の救の教へである。前に説明した八章の教はカルピンの神學の救の教へである、勿論是れは双方共眞理である、其一つは救の根本を、神の方面から救の状態を示はすことで、今一方は救を受くる方法即ち罪人の方面から救の状態を示はす教へであります、其救の結果は十一節に書いて居る「聖書に凡て彼を信するものは辱められじ

と云へり」(十一節)、「ユマヤ人とギリシヤ人の區別なし凡て之を呼求むる者には恩恵を豊盛にし、凡て主の名を呼求むる者は救はるべし」(十二、十三節)。

羅馬書と同時代に書かれたのは哥林多前後書 及び加拉太書である是等の書にも約束の記事が種々あります、救ひの約束、神の特別な契約、復活の約束、又神の恵、助を與へる普通の約束等である、「爾曹が遇ひし試惑は人の常あらざるはあし神は信なる者あり爾曹を耐忍ぶこと能はざる試惑に遇せし爾曹が其試惑を耐忍ぶことを得ん爲に其れに添へて逃るべし途を備へ給ふべし」(哥前十〇十三)、此世に於いて試惑に遇ふことを逃るゝことは決して能ませぬ、併し此の約束には神は常でも耐忍ぶこと能ぬやうな試惑に遇せない而已ならず、凡ての試惑に打克つ能力を與へ給ふ約束であります「神は爾曹をして常にすべてのものに足らざることなくすべての善事を多く行しめん爲に凡ての恩恵を多く爾曹に與へ得るなり」(哥后九〇八)、「哥前十〇十三」は積極的の恵、即ち試惑に打克たしめ悪より救ふの恵を與へる約束であるが、此節の記事は積極的の恵、凡ての善事を行ふ能を與へる約束である、又種々直接に救、罪の赦を與へる約束が

此書にあり、其第一は即聖書に應ひてキリスト我儕の爲に死す(哥前五〇三)是れはパウロの申した救の根本、生命の源である、第一晩餐の模標を示して晩餐に受くるパンは基督の躰であると云ふて「是れは爾曹の爲に掣るゝ我體なり」(哥前十〇廿四)「キリストは我儕の父なる神の旨に循ひ今の惡しき世より我儕を救ひ出さんとて我儕の罪の爲めに己が身を捨てたまへり」(加一〇四)是れはガラテヤ人に贈るに當りて初めに福音の趣意、福音の意味を簡單に教へる一言である、救は此の惡しき世より我儕を救出することであり、其の救はるゝ方法と、救の結果を祈つて「人の義とせらるゝは律法の行に由に非ず只イエスキリストを信するによるなるを知る、此故に我儕も律法の行に由て義とせらるゝ者なければなり」(加二〇十六)、救の道は只基督を信するに由のである、又救ひの結果を記して「キリスト既に我儕の爲に誼はるゝものとなりて我儕を贖ひ律法の誼より絶れしめ給へり」(加三〇十三)、律法なるものは罰を示して居る、即誼ひを罪人に衣せるものであるが、基督は其誼に當り其罰を御自身に受けて、私共をして其誼と、罰より救ひ出して自由の身となし給ふたのである、「神罪を

知ざる者を我儕の代に罪人とせり是我儕をして彼に在て神の義となることを得しめん爲なり」(哥后五〇廿一)、罪科なきイエスキリストは罪ある私共の身代となりて罪の罰を受け給ひました、義からの私共が基督に由て義人とせられたと云ふことである、即ち基督が天の父に向つて申さるゝには私は罪人の受くべき罰を受けて、私が受くべき幸福を罪人に與へ給へと、是れ主の尊き御聖旨であります「かれ云ふわれ慈惠の時爾に聽救の日に爾を助けたり今は惠の時なり今は救の日なり」(哥后六〇二)、神はチャンと救と祐助を與へる日を其御心に定め給ふた、夫れは神の確かなる意志である故へ救を與へるが併し其の與へる時は何時であるかと云ふと、夫れは今である、神は必ず救を與へるやうに定め、そして今夫れを與へるやうに定め給ひました、神は救を與へる確かな心があるのみならず私共に其福音を示し給ひたのであります、「彼れキリストにより我等をして己と和がしめ且其和がしむる職を我儕に授く」(哥后五〇十八)、其幸福ある福音は何であらうか「則神キリストに在て世を己と和がしめ其罪を之に負せず」(全十九節)、加拉太書にパウロが論じて居るには基督に由りて愛くる恩惠は津法即ち舊約から受くる恩惠

よりは多いと申して居ります、舊約の宗教には種々の契約がありました、新約の契約は夫れよりも大切な契約であると主張して居る、舊約の宗教は律法の下に、其の奴隷の如きものがある、基督教はキリストに由りて律法の恐より自由になし、大いなる特權、契約を得るやうになすことであり、イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり此故に爾曹堅立て復び奴隷の轆に繋るゝ勿れ」(加五〇一)、舊約時代にはアブラハムの如き信仰の篤いものがあつて、彼れは信仰の父と稱へられて、神はアブラハムに大切な契約を立て給ふた、其の契約は舊約時代信仰の基礎、救の原因であります、此の契約は、同様に一般基督教者に及ぶものであると、パウロは主張して居ります、アブラハムの子孫でなくても基督教者であるならばアブラハムの契約の後繼者で、同じく其の恩恵を受くるものであります、是れアブラハムに約束し給ひし恩恵イエスキリストに由りて異邦人にまで及び我儕にも信仰に由りて約束の靈を取しめん爲なり」(加三〇十四)、舊約時代の契約の恵みを失ふことおくして、却て夫れに加へて、聖靈が直接に信者の心に宿り給ふて多くの助、恵を興へることとなりました、神は律法を全然捐て給はすして、

律法は不完全なる道ではあるが、勿論有効なものである、併し基督に由らず、律法のみでは救を興へる能はない、救の方法は基督が律法の下に在りて、律法の罰を受け、さうして律法の義を完全に成就せられたのである、私共基督に屬くものは、基督に由りて律法の利益を殘らず受け、尙ほ其の上には律法の罰を拭ひ去られて恩恵の特權を受くるのであります、「彼は女より生れ法律の下に生れたり」(加四〇四)、「これ律法の下にある者を贖ひ我儕をして子たることを得しめんが爲なり」(全五節)、律法の興へる最も我儕に益あることは罰を拭はるゝまで、夫れ以上は受けることは能ませぬ、基督は我儕に罰を免れしむるのみならず、其の上には神の子たるの最も大切な特權を興へ給ひます、信者は神の子であるから、神に直接に關係して神の聖靈を受け、夫れに由つて大なる祐助、恩恵を受くるのみならず「且爾曹既に子たることを得しが故に神其の子の靈を爾曹に遣りアハ父と呼しむ」(加四〇六)、恰度子供が親に親しみ、信頼して、歡喜を心に感じ、大なる安心と幸福を得る如くに、神の靈が私共の心に宿る時に神は私共を愛し給ふことを明らかに覺るのであります、夫れに由りて神に信頼して大いなる安心立命を得ることが出

來るのみならず其の神と交親することに於いて、種々の實際的結果を生ずるのであります。「是故に爾はもはや僕にあらず子あり既に子あらば亦神に由て嗣子たるあり」(全七節)、勿論神の嗣子であれば神の無窮に溢るゝ恩恵、能力を受くる権利があるから、すべての必要ものは必ず與へらるゝに違ありません、「今より後、我爾曹を僕と云はず我前に爾曹を友と呼べり我爾曹に我が父より聞し所を盡く告げしに由る」(約十五〇十五)、と基督が申されました、パウロと他の使徒等は基督の再臨のことを常に待望んで居りました、主が昇天おされたときに、天使が残つた十一人の使徒に申しますには「爾曹を離れて天に昇りし此のイエスは爾曹が彼の天に昇るを見たる其の如く又來らん」(使一〇十一) 最初弟子等は主は自分等の世に在る中に再臨なさると思ふて居つた、併し後に其再臨は世の末即ち復活の日に起ることであると覺るやうになりました、基督が顯はれ給ふ日には、信者に大いなる報酬、榮光を與へられると常に教へて居ります、信者が肉肺の死より甦りに至るまでの間は、幸福を受けて信者は基督と偕に居るのであると聖書に充分に示してあります、其の完全な喜樂を受くることは、基督が再臨おし給ふて末

の日に信者が甦りて幸福ある、完全なる生命に入ることであると教へて居ります、其れ故に其の復活の日は最も幸福あることで、基督の再臨の日は信者は完全なる幸福の生涯に入ることと私共の最も喜ぶべき日、待つべき日、望むべき日であると教へてあります、其日には罪なく、主に遇ふて、主より恵まれ、報ひを受くるは幸福なることであります、パウロはコリント教會の信者の爲に祈つて「神は終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於いて爾曹に責をからしむ」(哥前一〇八)、基督は約翰傳の記事に由れば明かに人を復活らせると仰せられた、パウロも其の復活することを教へ、且其の狀態に就いて少しく教へて居る、夫れは神の大能に據るのであると申します、死人が自然に復活すると云ふことは到底あり得べきことではあいが、神は全能である、神の全能は基督を甦らせました、其の如く神の全能は私共をも甦らせ給います、神既に主を甦らせ給ふ又其の能力を以て我儕をも甦らすべし」(哥前六〇十四)、哥前五章には特に其の復活のことを論じ説明して居ります、基督は確かに死より甦り給ふたと主張して居ります、其の証據は充分である、即ち度々たゞ一人の人に現はれ給ふたのみならず、

衆多の人々が基督を見たのであります、或人は私共は甦ることは能わいと思ふかも知れませぬが決してさうでない、其証據には基督は確かに甦り給ふた基督の甦りは救の基礎である、故に基督の甦りを打消すのは全然救の基礎を毀つのである、基督は確に甦り給ふた、私共も確かに末の日に甦るのであります、「キリスト死より甦りて寝りたるものゝ復生の始めとあれり」(哥前十五〇廿)、「アダムに属ける衆の人の死る如くキリストに属る衆の人は生べし」(全廿二節)、「初はキリスト次はキリストの來らんととき彼に屬する者なり」(全廿三節)、又非難する人が、復活は道理に叛くことである、肉體(物質)は四方に散つて終うから、再び甦ることは能わいことであると申します、パウロは夫れに答へて、其のやうな非難は全然復活の意味を誤解して居ることで、同じ體にあるのには同じ微分子で成立せねばならぬと云ふことはあゝ、同じ形、同じ能力があれば同じ體である、今の私共の體は常に其微分子(物質)は異つて居る、今年の體と昨年(去年)の體とは同じ分子で成つて居るものではない、今の理學者の説では七八年を経過すると體の微分子が皆更りて悉く異つた微分子で成立て居るのである、けれども

本人は依然同じ己れ自身であると、確かに認識して居るのである、其のやうに甦つた體は同じ體であるけれども、少し異つた点がある、即ち今の體の能力は皆残らず有つて居るも其の弱さ、欠点等は皆失せ去るのである、種を蒔いて、之れを育てるときに蒔く種、出來た種も、同種類の種であつて、墓場に置れた體と、血肉の體とは、同體であるけれども、其の復活の體は大ひに勝つた、優れた體とあるのである「壞る者にて播れ壞ざる者に甦へされ、奪からざる者にて播れ榮ある者に甦られ弱きものにて播れ強き者に甦られ、血氣の體にて播れ靈の體に甦るゝあり」(哥前十五〇四二—四四)死たるものは其のやうに幸福な状態に復活するのであります、たゞ夫れのみならず末の日に世に在る信者も同じく靈化するゝのであります、「我儕悉く寝るに非ず我儕みち末の鐘の鳴るとき忽ち瞬間に化せん蓋竝鳴るとき死し人甦りて壞す我儕も亦化すべければあり、この壞る者は必ず壞ざる者を衣、死ぬる者は必ず死ざる者を衣べし、此壞る者壞ざる者を衣此死る者死ざるものを衣んとき聖書に録して死は勝に呑れんと有に應ふべし」(全五一—五四)、例へば體は食ふ所の住所であるが、復活の日はもつと完

全ち、美しい衣、住所を受け最も光榮るの朝に向ふて寝りから起き出づるのであります。其の如き幸福ある生涯が確かに未來に於て私共を待つて居りますから、信者は常に喜び世の煩悩、苦痛を厭はずして常に熱心に神の旨に従ふ筈であります。「是故我が愛する兄弟よ爾曹貞固して揺かず恒に勵みて主の工を務よ蓋爾曹主にありて其行ところの勞の徒用あらざるを知らばあり」(全五十八) 帖羅尼迦前書四章にも少しく復活の狀態が錄してある、夫れは基督の顯はれ給ふ日に起ることを申て居ります、テサロニカの教會はパウロが第二の外國傳道に建てた教會であつて基督教傳道の初代であるから充分に基督の眞理が教會に判明つて居あかつた、其項テサロニカ教會に大なる迫害が起つて其の迫害の中にある人々は多く殺されました、教會は基督が健かに榮光に顯はれると信じて居ますが、死し人は生きて居あいかから基督に遇ふことは能ない、主が與へる榮光を受くることは能ないだらうと思ひました、パウロは夫れに答へて其のやうな心配は要りませぬ、何故かれば主の顯るゝ日には死人は皆甦りて、主に遇ふことが能るのである、死人は世に在る人よりも早く基督に遇ひます、併し後で生殘つた人々も躰は靈化せられて

朽ざる躰とあり、彼等も主に遇ふて、皆共々喜ばしき日を送るのであります、「イエスに由る所の既に寝れる者を神かれと偕に携へ來らんことをも信すべきなり」(撒前四〇五)、「主號令と使長の聲と神の筈を以て自ら天より降らん其時キリストに在て死し者先に甦へり、後に活て存る我儕かれらと偕に雲に携へられ空中に於いて主に遇へしかく我儕いつまでも主と偕に居らん」(全十六節) 其復活と、主の顯れ給ふことは、初代教會の大いなる喜びの望みでありました、基督の復活は私共の復活することの証據であります、我儕は主イエスを甦らしゝ者のイエスと偕に我儕をも甦らせ亦我儕をして爾曹と共に立しむることを知れり」(哥後四〇十四) 此の來るべき榮光は困難辛苦の情念を慰めるものであります、「我儕が受くる暫らくの輕き苦は極めて大ひなる窮あき重き榮を我儕に得せしむるあり」(全十七節) 此世に倚り頼むべき立場は、何處にもありません併し未來の生涯の喜樂は何時までも變りなく有つことが能るのであります、「我儕が地にある幕屋もし壞あば神の賜ふ所の屋天にあり手にて造らざる窮あき有ところの屋あり」(全五〇一) 此未來の幸福の躰は何んか有様であらうかと尋ぬるに、夫れは即ち基督に



似ることであるとパウロが申しました、「主の榮を見榮に榮いや増りて其同じ像に化る也」(同三〇十八)、主の榮の跡とは何んかであらうかと云ふに、山上にて變貌に於て現はれ  
 黙示録に記してあるにはヨハネに輝いて現れ、又ダマスコの途上サウロに現はれた、其  
 の如き榮光ある有様であります、勿論是れは主の充分榮ある現れではない、夫れよりも  
 萬々勝れた榮光ある貌に相違ありません、信者は基督の榮を見、段々主の御貌に化ると  
 云ふおん約束が此の十八節であります、パウロは種々と其の榮ある生涯の有様を説明し  
 たしたと思ひます、テサロニカ後書にも迫害に悩んで居る人々に對して其の來るべき幸  
 福は凡ての煩惱 苦痛より脱れて、平康を得ることであると記して居ります「患難を受  
 る爾曹には我儕と偕に平安を得ることを以て報るは神の公義なればなり此ことは主イ  
 エス火船の中にて其能力の諸の諸使と偕に天より顯れん時にあり」(撒后一〇七)、併しパ  
 ウロは此の幸福はたゞ未來にのみ受くることであるとは決して教へませぬ、現在生て居  
 る中も、基督より大なる幸福と慰安を受くるのであると申します、又死は禍では無い、  
 信者の喜樂は基督に交はることである、死後も亦同じく基督に交はることが能る、是れ

我儕をして醒めたるも眠れるも彼と偕に生かしめんことあり」(帖撒五〇十)、パウロは  
 寧ろ其の未來の交はりを欲つて居ました、「我儕の心剛し最も欲ふ所は身を離れて主と偕  
 に居んことあり」(哥后五〇八)、パウロの申しますには、信者は其性質の異つたものを  
 ることは、たゞ未來のみではなく、此世に於いても異つた性質とあつて基督に似たもの  
 とあることである、「人キリストに在るときは新に造られたるものあり舊きは去りて皆新  
 らしくあるなり」(哥后五〇十七)、パウロの教へは舊き人と新らしき人で、即ち生れ更つ  
 た新らしき人は本人であつて、舊き本來の性質は殺すべきもので、充分制へ、殺して、  
 復活の日は其舊き性質が全然消滅して、たゞ清き性質のみを以て生れ更ります、是れは  
 基督がニコデモに仰せ給ひし再生の眞理であります、(約三〇一—八参照)、一我れ爾曹の  
 父となり爾曹我子女とあるべしと云へり」(哥後六〇十八)、基督信者は神に對して、新し  
 き關係 幸福なる權利を有つて生活して居ると云ふことである、神は我儕が諸々の惱の中  
 に我儕を慰め玉ふ」(全一〇四)、新らしき者にあつて神の子たる、幸福なる縁が結ばれて  
 すべての惱、苦の中にも、神の慰安を享くることである、「其言ひ盡されざる神の賜

によりて我神に感謝するあり(全九〇十五)、神は諸々の恩恵、凡ての善事を與へ、且無窮の生命、無限の幸福を與へ給ふは、言ひ盡せぬほど大なる恩恵として感謝いたして居ります、此の羅馬書、哥林多前後書、加拉太書、帖撒羅尼迦前後書等は、他の書よりも早く書かれたものである、其次に書かれた書は提摩太、提多に贈つた書と、雅各、彼得が書いた書である、之れより少しく是等の書に就いて研究いたしませう。

雅各書は實際的教訓、道德上の教へを宣傳する書であるから、救の教を説明する目的は餘りにないやうであるが、併し又種々神の祐助、恩恵を與へる記事がある、「もし智慧足らざる者爾曹の中にあらば彼の咎むることなく惜むことなくして、凡ての者に與ふる神に求めよさらば與へられん」(各一〇五)、智慧は最も大切なるもので、神は必ず智慧を與へ給ひます、「凡の善き賜と全き賜はみな上より諸々の光明の父より降るなり」(全十七節)、神は凡てのものを與ふるのみならず、我儕の享くる善事は皆神より與へられたものである、又善賜を與ふるのみならず、私共をして、萬物の中にて第一有益な、そして美はしきものとあさんと、神は欲ふて居給ふのである、「彼己れの旨に従ひ、眞の道を

以て我儕を生り是れ我儕をして其造る所の物の中にて初に結べる果の如き者とならしめん爲あり」(全十八節)、又實際の事即ち病の痊さることとが約束してある、「これ信仰より出づる祈禱は病者を救ふべし主これを起さんもし罪を犯ししこと有ば赦されん」(各五〇十五)、神が祈禱に應へて、病を痊すのみならず、其の病は罪の結果である時にも、神は勞つて、其の罪をも赦して、夫れを助け、痊し給ひます、現今信仰により、祈禱は仍つて病を痊されることに付いて、種々の疑問がある、或る人は此の記事を特別に重んじて病を痊されることは、宗教の根本的のことであつて、恰度罪の赦しを與へられると同じやうに、何時にても病をも痊されることが能ると信ずると申して居ります、成程是れは儲かに病を痊す、約束の記事である、けれども、唯一つの記事の上に其のやうな大きな建物を建てることは危いことである、聖書の中に通譯する能力、預言する能力、凡ての奇跡を爲す能力等が約束してある、併し凡ての信者が豫言を爲し、通辨をなし、奇跡を爲すことでは無い、凡ての基督を信するものに、罪の赦しを必ず得ることはあるに相違ないが、病が痊されることは、同一の賜ではありません、けれども是れは神の御約束の一

つである、神は何時でも、凡ての病を痊すことはありますまいが、神は祈禱に應へて、病を痊すことにはあるに相違ありません、病ある時には、信者は必ず神に祈る筈です、其の祈る時に御聖旨に應は、神は必ず助け給ふに相違ないと信する筈です、病の中にも、祈禱に由つて祐助を受くることがあるに相違ありません。

次に彼得書を研究いたしませう、「爾もし熱心に善を行さば誰か爾を害はんや」(彼前三〇十三)、是れはパウロが申した「凡てのことは神の旨に依て召れたる神を愛する者の爲に悉く働きて益をあす」(羅八〇廿八)と能く似て居ります、人が善を行すあらば、神は必ず其人に善賜を與へて、守護り給ひます、「爾曹神の大能の手の下に己れを卑くすべし期至らば彼れ爾を高くせん」(全五〇六)、是れは主が常に教へ給ひし如く、謙遜なる心、幼児のやうな性質は、神の心に應へるものであると云ふことと同様である、また基督が饗筵に於いての注意、即ち饗筵に招かれたとき、上座を占むる勿れ、最も貴き客人の來たときに、爾は下の座へ下らねばならぬ、そのときに實に耻かしいことである、併し一ばん下の座に居て、主人から「さあどうぞ、もつと上へ」と言はるれば、他

の人々の前に其謙遜を賞められるではいかと仰せられました」(路十四〇七一十一)、人は神様の前にパリサイ宗の人のやうに、己れを高くして祈ることは善くないが、税吏の祈りのやうに、己れの罪人、又賤しきことを、謙遜で懺悔するならば、神は其のやうな人を助けて、恵んで、貴き所へまで上げ給ひます、(路十八〇九一十四) 又神は我等の要求を皆御承知であつて、常に心配して種々と祐助を與へて下さる故に、凡てのことを神様に託ねるのは、信者のあすべきことである、「爾曹其の愛慮とてを悉神に託ぬべし蓋かれ爾曹を顧み給へばあり」(彼前五〇七)、神はたい悪より救ひ出すのみならず、恩恵と祐助を與へ、私共を段々發達せしめ、潔い完全なものとなし給ひます、「凡ての恩恵を與ふる神、即ち爾曹をして暫らく苦を受くる後キリストイエスにある窮なき榮に入らしめんとて爾曹を招きし神爾曹を堅くし強くして基の上に置給ふべし」(全五〇十)、神は其の愛するものを常に視給ひます、恩恵深くして、善賜を與へるのみならず、私共の様子を常に視給ふて、現在の状態に適當な恩恵を與へ、都合を計つて下さいます、又私共の願を聞いて、其願に應ずる恩恵を與へ給ひます、「主の目は正しき人の上に止まり、

其耳は正しき人の祈禱に傾き(全三〇十二)、唯公けに恩恵を興ふるのみならず、各人の様子を視て、各々の願を聞いて、夫れに應じて相當の恩恵を興へ給ひます、例をひいて平たく申せば、「洋服製造には二つの方法がある、大いなる製造場で、洋服を種々ある形に、澤山拵へて、さうして店に列べて販賣する、人が買ふときには、其の出来合の中で自分の体に能く合ふ所のものを買求めます、今一つの方法は仕立屋が行つて来て、其の人の寸法を取り、丁度其の身に合せて洋服を拵へます、神の恩恵を興へ給ふは、此の第一の方のお話の方法であつて、其の要求を視て、夫れに合せて恩恵を給ひます、神は信者に種々の特権を興へて、我儕の卑しさを高くなし給ひます、初めに暗さ中より、光に導き給ひます、爾曹をして召て幽暗より出し其異光に入れ給ひし(全二〇九)、夫れから高き位地にまで上げ、昔の風俗にしますれば、祭司の位、聖きものとせられます、爾曹は選れたる族、王なる祭司、聖き民、神に屬るものなり(全節)、また靈を以て宮殿とあし給ひます、爾曹かれに來り活石の如く建てられて靈の室となり(全二〇五)、夫れより進んで私共は、神の性質に似るものとなることが記してある、「爾曹をして此の約

束に由て世にある所の愆の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲あり(彼後一〇四)、そして神は大なる約束を興へ給ふとペテロは申して「神其の榮と徳に由て至大いある貴き約束を我儕に予へ給へり(全節)、「此の如く神を敬ふものを思難より救ひ不義なるものを審判の日まで守りて之れを罰し(全二〇九)、悪しきものは末の日に罰せられますけれども、神に従ふものは、罪より救出されます、のみならず現在の月での患難からも救ひ給ひます、是れは私共が義しい爲めに賜ふところの恩恵ではなく、却つて私共が弱くて、悪に負けて、罪の行を爲して居る時にも、神は長く、怒り給ふて、多くの罪を赦して神の御愛心に因て其の恩恵を興へ給ふのである、「われらの主我儕を永く忍び給ふは我儕の救となるを知るべし(全三〇十五)、是れは忍耐強く、長く忍び得るものでなければ私共の如き邪あるものを救ふことは能ません、パウロが神の豊なる恩恵と耐忍を讃へて、我儕は必ず倚頼むべきものであつて、凡てのことを彼れに委ねることが能ると申して居ります、「われ我が信する者を知りかつ我が彼に託したる者を彼か終の日に至るまで守ることを爲得るを信すればなり(提後一〇十二)、とあります。

是れまでの記事は恩恵を興へることでありましたが、また救を興へる約束も種々として記してあります、基督は私共の爲に、大いなる苦難を受けました「キリスト既に我儕の爲に肉躰の苦難を受け給ひたれば」(彼前四〇一)、其の苦難の目的は「キリストも一度罪に因て苦難を受く義者、不義者の爲にせり、是れ我儕を引て神に至らんとてあり」(全三一十八) 即ち基督の苦難の目的は、私共を引て、神のもとに至らせん爲であります、又一彼れ木の上にかゝりて我儕の罪を自ら己が身に負ひ給へり、是れ我儕をして罪に死て義に生しめん爲なり、彼れの鞭打たれしに因て爾曹痊されたり(全二〇廿四)、是れは其の苦難によりて、私共は痊される、又罪に對しては死、義に對して生るのである即ち其の心の状態は如何にと云へば 私共心の病を痊され、また其の心の關係は如何にと云へば、罪に對して關係を絶れ、義に對して固く關係が結ばれたのである、爾曹贖はれて先祖より傳はりたる空しき行より絶れしはキリストの尊き血に由れることあり(全二〇十八)、私共を空しき行より絶しめ、贖ひ給ひます、其の恩恵の事實、靈魂の救を受くる方法條件は信仰であると申して「爾曹信仰の效即ち靈魂の救を得るに因る」

(全一〇九)、其救は大なる喜樂と榮光であること「爾曹イエスを見ざるも之れを愛し今見ずと雖も信じて喜ぶ、其の快樂は言がたく且榮光あり(全一〇八)、と書いてあります  
 提摩太書 パウロが 傳道者なるテモテに贈つた書であつて、傳道者に對する大切又適當な教訓があります、「キリストイエス罪人を救んために世に臨れり信すべく亦疑はずして納べき話なり、罪人の中我は首なり」(提前一〇十五)、基督の爲し給ひしことは、罪人を救ふ爲である、さうして凡ての人は罪人であつて、パウロ自身も我は罪人の首であると申しました、「彼萬人に代り已れを棄て贖ひとなせり時いたらば證すべし」(全二〇六) 即ち此の贖を言汎むるは傳道者の相當の義務である、聖書の喜の音は、即ち基督の贖ひのことである、神は凡ての人を愛し、凡ての人に親切、恩恵を興へ給ひますが、信する者には、特に恩恵を興へるとの約束がある、「彼れは萬人の救主にして殊に信する者の救主なり」(全四〇十)、凡ての人に大なる恩恵祐助を興へ玉ひます、また凡ての人を救の道に招き玉ひます、不信者でも基督の勞によりて、多くの利益を蒙つて居る、併し信する者は夫れよりも、萬々優れて、尊き救を受くること能る、神が私共

を召し給ふて、救を與へ、夫れに由つて私共を潔きものとあし給ひます、是れは私共に功がある故ではなく、たゞ神の恩恵の心と豫め定め給ひし愛の御勢に因るのであります、「彼れ我儕を救ひ聖召を以て召給へり、是れ我儕の行に由に非ずたゞ神已が旨と世の成らざる先よりキリストイエスの中に我儕に賜ひし恩恵に由なり、この恩恵は今われらの救主イエスキリストの顯はれ給ひしに由て顯はれたり」(提後一〇九、十)、パウロがテトスと云ふ傳道者に贈つた書の中に「キリスト我儕の爲に已れの身を捐給へり是我儕を諸の罪より贖ひ出し且已れの爲に一の民を潔め、之れをして熱心に善事を行はしめん爲なり」(多二〇十四)、救の第一は罪より贖ひ、第二は潔め、第三は善事を行はしむることである、斯やうなことは、皆キリストの死に由て、私共に與へられて居ります、また救は洗はれ、新たにせられることで、夫れは我儕の功に由るのではなく、全く聖靈の働きに由る、神の恩恵である、「されど我儕の救主ある神の慈と人を愛し給ふ愛の顯れし時、かれ我儕が行ひし所の義き功に由す唯其の矜恤に循ひ重生の洗と聖靈に由て新たにすることを以て我儕を救へり」(同三〇四、五)、また「聖靈は即ち神我儕を

して其の恩により義とせられ嗣子たるを得て窮りなき生命を望み待しめん爲に、我儕の救主イエスキリストに由て豊に我儕の上に注ぎたまへる所のもの也」(同三〇六、七)、此の兩節は聖靈の働きを申して、第一は義とせられ、第二は嗣子とあり、第三は窮りなき生命を有たしむると云ふことであります。

パウロはテトスに書贈つて「謠りなき神の創世の前に約束し給ひし永世を望めり」(多一〇二)、と申しました、またテモテに「我儕もし彼と共に死ば彼と共に生べし」(提後二〇十一)、基督は一度死の苦難を受け、後榮光に上り給ひました、其の如く私共信者も、此世に於いて主と共に苦難を受けおば、同じく主の在し給ふところに上り、主と共に榮光を受くるのである即ち主と共に死おばまた主と共に生命を受くる榮に入るのであります、「今より後義の冕わが爲に備へあり主即ち正き審判をあすもの其の日に至りて之を我に予ふ獨我に予ふるのみならず凡て彼の顯はるゝを慕ふものにも予ふべし」(全四〇八)、パウロは此の記事に、已が苦難、已が働は、皆主と共に勤め、善戦を戦ひ、善道範を竭し、今より主の與へ給ふ所の大なる榮の生涯に入ることを得ると申して居る

是れはパウルのみでなく、凡ての信者の受くべき幸福であります。「神爾曹に我儕の主なる救主イエスキリストの窮りなき國に入るの恩恵を豊かに與へ給ふべし」(得后一〇十  
 一)、「彼其の大なる矜恤を以て我儕を再び生我儕をしてイエスキリストの 甦り給ひし  
 ことに由て活る望を得させ、亦我儕の爲に天に藏ある朽す汚れす衰へざる嗣業を得しめ  
 給ふなり」(得前一〇三、四)、主キリストの甦り給ひしことに由て、私共も甦り、そし  
 て幸福ある生涯を受くることを證明して居ります、斯る幸福を持ち望んで居るのみあら  
 ず、其の幸福を受くるに適當なるものとなす爲に、神は常に信者を守り、助け、潔め、  
 導き給ひます、「爾曹信仰によりて神の大能に護られ己に備へある所の末の時に顯れんと  
 する救を得るあり」(全一〇五)、即ち口ひに至らせぬやう、末まで神は私共を守り給  
 ひます、基督が末の日に顯はるるときは、必ず己れの屬(即主に屬くもの)に大いある  
 恩恵と幸福を與へるときである、「イエスキリストの顯はれ給ふとき爾曹に來らんとす  
 る恩恵を疑はずして望むべし」(全一〇十三)、「爾曹牧者の長の顯はれんとときに壞ること  
 なき榮の冠冕を得ん」(全五〇四)、約翰傳十章に、基督は善牧者であること云ふ記事があ

ります、今その善牧者の長は、天に在し給ひて、常に己れの羊を守り、助け、愛して居  
 給ひます、末の日に顯はれ給ふとき、特別に大なる幸福ある賜を與へられるのである  
 「諸の恩恵を予ふる神即ち爾曹をして暫らく苦難を受る後キリストイエスにある窮なき  
 衆に入らしめんとて爾曹を招きて神爾曹を全うし堅くし強くして基の上に置給ふべし」  
 (全五〇十)、さうして其の終りの節に録してある所の大切なる約束があります。

希伯來書は特別の議論、即ち基督教が與へる恩恵と特權は、他の宗教よりも、萬々優  
 れたるものであると、主張する議論であります、此の書には、殊に多くの恩恵の約束が  
 書いてある、まづ第一に通常の恩恵を與へる約束、即ち凡ての煩惱、誘惑のときに、祐  
 助を與ふと一般に約束せられました「蓋かれ自ら誘はれて艱難を受けたれば誘はるゝも  
 のを助け得るあり」(來二〇十八)、「是故に我儕恤を受け機に合ふ助とある恩恵を受けん  
 爲に憚らずして恩恵の座に來るべし」(全四〇十六)、凡ての機に合ふ所の助を與へ、凡て  
 の要求に應ふ所の恩恵を與へると云ふ約束である、夫故に憚らずして、遠慮をなしに、神  
 の許に其の恵を要求することが能ると録してあります「神の甦ること能ざる此二件の易を

まことは前に立つところの望を執んとて怒を避れたる我儕を慰めん爲あり」(全六〇八) 神が人間に誓をなし給ふた、さうして疑はずして信頼せしむる爲に、其の誓を以て鞏固に給ひました、人が裁判官の前に證を立つる時に、誓を以て其眞實を證明するのである、誓を破るは、甚だ悪いことであるから、誓を立て、偽りの證を言ふものはあり得べきものではない、勿論神は決して偽りを宣はぬ、併し人間の習俗に於いては、誓は眞實のことなるを表はす所の最良法であるが故に、神は人間に對して唯言ふのみであく、誓を立て給ふたのである、夫れは、神は何うかして人間の疑心を打消して、堅い信仰に由て、眞の安心立命を得させたいと云ふ御旨であるからである、「我儕は此望みは靈魂の錨の如し堅固して動かす帳の内に入る」(全六〇十九)、また信者の望みは、疑感のない所の望みである、祈るときには「疑ふことあく信じて之れを求むべし疑ふものは風に撼されて翻へる海浪の如し」(各一〇六)、此れを希伯來書の記事と對照して見ますると、神の堅く誓ひ、證明せられた約束に由て、恰度、船が錨をおろしたならば、何んか浪風吹暴れても錨が堅固であるから、容易く動かかない、其の錨は帳の内に属くものであ

る、此の「帳の内」なる言を釋きますれば、宮殿の帳は至聖所の前面に置かれてあるもので、帳の内に入ると云ふは、直接に神の許しを受けると云ふことの形容であります、「我は我が律法を其の念に置き、また其の心に銘さん我彼等の神となり彼等我民とあるべし」(來八〇十)、神に信頼するものは、特別に神の民、神の愛するものである、「又認はず所の望を動かさずして固く守るべし蓋約束せし者は誠信なればなり」(全十〇廿三)、是れまではたゞ普通の恩恵、祐助を與へる記事である、是れより直接に、そして特別の救を與へる約束を研究いたします、其の死たるは神の恩に因て衆ての人に代り死を嘗へんが爲あり」(全二〇九)、「如此キリストも多くの人の罪を負はんが爲に一たび犠牲とせらる」(全九〇廿八)、「基督の死は、多くの人を罪より救ふ爲の犠牲でありました、死を畏れて生涯つながら、ものを放たん爲あり」(全二〇十五)、「主は實に多くの人々が死を恐れて奴隸となつて居る中から、救ひ出さんが爲である、人は死を恐れて、常に苦んで居りますが、基督の死に由つて、私共の死の恐懼を全く取り去られるのであります、」また其の罪と惡とを我が意に記じと有がゆるなり」(全十〇十七)、「凡て彼に順ふ者の永救の



原となれり」(全五〇九)、是等の記事は、基督が人間に代つて死を嘗め給ふたことで、則ち私共の罪を拭はん爲の犠牲であります、主が嘗め給ふた死の苦難は、私共をして死の恐懼の苦より救ふ爲で、私共の過去の罪惡は全然消滅して、神は其の罪人たりしを慰む給はぬのである、其の救は永遠の救であつて、萬人が残らず其の救を受くること  
 が能る「是故に彼は己れに頼りて神に就る者の爲に懇求んとて恒に生れば彼等を全く救ひ得るあり」(全七〇廿五)、此の「全き救」と云ふ字の意味は希臘語にては「凡てのものに及ぶ、永遠に及ぶ救」と云ふことであります、救の招は大惡人、また最も賤しき人に及ぶもので、且一時的であく、現在のみ助を與へるばかりであく、永遠無窮に續く守護である、此の希伯來書には、救の潔める能が主張してある、基督は信者を潔める救主である、此書の議論は、基督は以前の宗教、則ち猶太教よりは優れたるものである、何故なれば、以前の宗教で比喻を以て形容せられたことは、基督に由て皆實行せられたからである、以前の宗教には屠りたる羊、牛等の血を其祭司、天幕、天幕内の器具に灑いで、潔きものとせられて特別に神に關係ある神の屬であると云ふことが形容せられて

あります、其血は眞の潔となるの能はあかつたのである、たゞ夫れを形容する儀式でありました、併し基督の流し給ひし血は、眞の潔となるの價あるもので、彼れの死は大なる功あることである、即ち信する者をば潔めて、特別に神の屬となし給ふのであります、「もし汚穢に灑ぎて牛及び羊の血また焚る牝犢の灰あご肉體を潔ることを得ば、況て永遠靈により瑕なくして己れを神に獻げしキリストの血は爾曹に活神を奉事せんがため死の行を去しめて其心を潔むることを爲ざらんや」(全九〇十三、十四)、主イエスの血は眞に汚れを潔めて、神に禮拜するに足る、聖なる者となし給ふのである、「我儕誠實の心と疑を懷かざる信仰を保ち心の惡念を灑がれ、清水をもて身を洗れて近づくべく」(全十〇廿二)、基督の救は私共をして、聖き清潔なるものとなし、私共は畏恐おしに、憚らずして、神に近づき、靈の供物を捧げることが能るのであります、また彼れは神の聖旨を行す爲に臨れりと記して「此の旨に適ひて我儕は潔めらる」(全十〇十)神の旨、即ち神の欲し給ふことは、即ち私共の潔められんことである、主は實に其れを成就おし給ふて、私共を、御自身の死に由て聖なるものとあし給ふたのである、「イエスも己れの

血をもて民を潔めんが爲に門の外に苦を受しあり」(全十三〇十二)、舊約時代の儀式に於いて犠牲は潔めて、陣營或は市邑の門の外は焼いて神に捧げました、基督もエルザレムの門の外にて十字架の死を遂げ、自らを犠牲となして、信者を聖め給ひました一蓋彼れ一つの献物を以て潔まるるものを永遠全成すればあり」(全十〇十四)、全く潔むるのみならず永遠に完成せられます。

さてまた此書にも、其の約束は榮に至らせる救であるを教へて居ります、「是多くの子を榮に導かんとして其を救ふ君をして苦難を以て成しむる」(全二〇十)、基督の勞は我儕をして神の子となし、また神の子たる私共を、榮に導くことでもあります、此書には榮の事を安息とも稱へられてある、「されば安息は神の民に遺り」(全四〇九)、また「凡て勞たる者また重を負る者は我に來れ我あんちを息ません」(太十一〇廿八)、と基督が宣ひました通り、主は其の安息を充分に備へ給ひました、私共は基督に頼らでは、他に其の安息を得ることは能ないのである、「是故に我儕畏るべし其の安息にいる約束は今も尙のこれども恐くは亦爾曹の中之に及ざるものあらん」(來四〇一)、主の其の安息を備へ給

ひしも、私共が他のものに頼り、他の救に信頼して、基督に属かざるものは、其の安息に入ることは能ません、次には、また世嗣と稱へられます「召れたるもの窮りなき世嗣の約束を得んが爲あり」(全九〇十五)、さうして、それは神と、天使と、凡ての善きものに交際すること、救はれたるものは神の怒と、シナイ山の恐しい律法の罰を蒙ることなく、「されど爾曹の近ける所はシオンの山また活神の城ある天のエルサレム、また千萬の衆即ち天使の聚集、天に録されたる長子どもの教會また衆の人を鞠く神、及び成全せられたる義人の靈魂、新約の中保あるイエス及び濯ぐ所の血あり」(來十二〇廿

二—廿四)。

聖書中最も終の時代に書かれたのは、多分約翰の書と、黙示録であります、是れより夫等の書に就いて、少しく研究いたしませう。

ヨハネはイエスの愛する弟子と稱へられたものであります、其ヨハネが老年に及んで録したるものであります、約翰書には、愛の記事を以て充たされて居る、神の愛を現はす記事は、無論救の意味の含まれて居る記事であります、神の約束の言も澤山あ

る、まづ普通の助を興へる記事から始めませう「且われらが凡て求る所は彼より受く」(約壹三〇廿二)、凡て我儕神の旨に合へることを求れば必ず聽ん、凡て我が求る所を彼の聽くことを知らば我が求る所を彼に得ることを亦知るなり(全五〇十四、十五)、祈り求むるときに、神は必ず聽き給ふ、神は確かに愛の神にて、私共を愛するものであるから、我々の願を聽き入れ給ふあらば、屹度相當の恩恵を興へ給ふに相違ありません、ヨハネの録した救の約束には、生命を興へる記事が多くあります、ヨハネの思想は、救は永生であること云ふことである、約翰傳の緒言に、「道」が此の世に来れることを示して之に生あり此の生は人の光あり(約一〇四)、と録し、また其書たる目的を指して、「此書を録せるは爾曹をしてイエスの神の子キリストあることを信せしめ之れを信じ其名に因て生命を得させんが爲あり(約廿〇三十一)、是れと同じく此書簡にも、救は生命を興へる約束であると記して、「もし人其の兄弟の死に至らざる罪を犯すを見ば祈りて死に至らざる罪を犯すものに生を予ふべし(約壹五〇十六)、人が罪の中に苦しんで居るときに、其の人の爲に祈るならば、其の人が神の許に立歸り、罪を赦されて、生命を受けし

むることが能るのである、或る人はイエスを殺した人々のやうに、増々、罪がつのつて、心を頑固にして悔改むることが、能ないほどになることがあります、併しさういふ場合に、信者が熱心に祈るならば、其の祈に應じて、頑固なる人も、遂に立歸り、悔改めて、生命の救を受けることが能るのであります、神は其の生み給へる獨子を世に遣はし我儕をして彼れに由て生を得しむ是に於いて神の愛われらに顯はれたり(全四〇九)、是れは約翰傳にある「神は其の生み給へる獨子を賜ふ程に世人を愛し給へり蓋彼を信する者に亡ぶるとかくして永生に受しめん爲あり(約三〇十六)、此の書の首に、其の記した目的を言ふて居ります「即ち元始より在し生命の道を爾曹に傳ふ(約壹一〇一)、また「即ち原父と偕に在りしものにて我儕に顯はれたる窮りなき所の此生命を爾曹に傳ふ(全二節)、父と偕に在る生命とは、即ち神の生命を私共に興へると云ふことである、新たに生れ更ること、聖靈に由て生るること、そして神の生命を心に受けることでありませう、「これ主の我儕に約束し給へる約束即ち窮なき生命なり(全二〇廿五)、是れ救の根本である、福音の主意は永生である、傳道者の宣傳する喜の音は永生である

救の道は、取りも直さず生命であります。「神は窮りなき生をもて我儕に賜ふ此の生は即ち其の子にあり是れ其の証あり」(全五〇十一)、たゞ神が生命を與へるのみならず、基督を私共に與へ給ふ、主は生命を有ち給ふ故に、生命を私共に與へ給ふのである、彼れを受くるものは、即ち基督の有つ生命を受くるものである、其の生命を受くるは、基督に頼らで受くる方法はありませぬ、神の子を有つものは生を有ち其の子を有ざるものは生を有す(同十二節)、使徒行傳に「此はか別に救あることなし蓋天下の人の中に我儕の依頼みて救はるべき他の名を賜ざればあり」(徒四〇十二)、ヨハナは、主イエスを信する者は確かに生命を受くることを、愈々ますます主張して「われ神の子の名を信する爾曹に此母のことを書贈るは爾曹に窮りなき生命あることを知らしめん爲あり」(約壹五〇十三)、基督を信する者は、確かに其の生命を有つて居る、けれども夫れを熱心に求めて居ないからば或は又充分に受けて居ないならば、苦み惱んで眞誠の平安を有つことは能ません併しヨハナは、信者は確かに皆其の生命を有つて居ると教へて居ります。

次に罪の赦しの記事を學びませう、「且其の子イエスキリストの血すべて罪より我儕を

潔む」(約壹一〇七)、もし己れの罪を認はさば神は信實ある公義ものあるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を潔むべし(同九節)、神は罪の赦を與へるのみならずすべての汚れ、不義より免れしめて、潔め給ひます、是れは基督の血に由つて與へられるもので、夫れを受くる條件は、只其の罪を認はして、神に倚頼むことのみである、また基督は辯護士のやうに、私共の爲に祈告をして下さる約束の記事がある、「もし人罪を犯せば我儕の爲めに父の前に保惠師あり即ち義なるイエスキリスト」(同二〇一)、とあります、辯護士は、たゞ其の裁判官の前に、被告人の罪なきことを證明せんとするものであります、基督は、まづ第一私共をして義ある者もなし給ひます、夫故に主は私共の辯護士であります、彼は我儕の罪の挽回の祭物ありたゞに我儕の爲のみならず徧く世の爲の挽回の祭物なり(同二〇二)、即ち基督は、初めに御自身の尊き血によりて、私共の罪を洗ひ潔めて義しきものとあし、さうして父ある神の御前に辯護士とあつて、私共の罪の罰に當ることなきやう、證據立給ふのである、主は我儕の爲に生を捐給へり是に由て愛と云ふことを知りたり(同三〇十六)、父爰に其子を遣はして世の救主と爲せり我

儕すでに之れを見たり今其の証を作すあり」(同四〇十四)、是等の記事に由れば、基督の愛は、正に萬民を愛し、萬民に救を與へたひと望んで死給ひましたことでありまして、もし人が、救を受けまいならば、其の理由は、神が救を與へることを拒み給ふのではなく却て其人自らが救ひを受くる心があからざるからである、偏く世の爲の挽回の祭物、世の救主とさせる神の愛は、萬の人に及ぶ愛であります、故に唯私共に、夫れを受くる心があれば、救は與へられるのである、「凡そイエスを神の子とありと認はす者は神かれに居彼神に居る」(同十五節)、一我儕の爲に神の有る愛を我儕すでに知りて信す神は即ち愛あり凡そ愛に居るものは神に居り、神また彼に居る」(同十六節)救を與へる此の最も大切なる約束は、神の聖旨である、神は完く愛なる故、必ず凡ての善賜を與へ給ふに相違あり、他所の人が贈物を與へる約束をするならば善事でも、併し父が私を愛するは、凡ての約束の賜を與へることで、以前のよりも一層善事である「神は愛あり」、さうして矢張り神の愛を受け、また神のやうに凡てのものを愛する心を有つことは、最も大切な賜であります、「我儕もし且に相愛せば神われらの裏に居て彼を愛する愛を我儕の裏

に完全す(全十二節)、即ち私共に愛があれば、神我儕の心に宿り給ふのである、神の性質を受くるのは、私共に取りて最も大なる神の賜であります、「爾曹視よ我儕稱へられて神の子たるを得之れ父の我儕に給ふ如何ばかりの愛ぞ」(全三〇一)、神の性質に肖て神の子と稱へらるゝことは、最も貴き、大なる特權である、のみならず、矢張り夫れは凡ての幸福、榮光を生ずることでもあります、「愛するものよ我儕いま神の子たり後如何未だ現はれず其現れんときは必ず神に肖んことを知る蓋我儕其の眞狀を見るべければあり」(全二節)、是はヨハチが、唯神の約束の言を書き載せたのであるが、此書残らず皆、神の愛を示はし、信者の救はるゝこと、基督に由つて信者の罪より救はれて潔きものことせられ、神の特別に愛せかるゝものとあり、神の子たるものにせらるゝことが主張されてあります、是れは主イエスが、愛する弟子と、稱へ給ふた、他の人よりも愛せられた所のヨハチの書い書であります、彼は、「神は愛あり」と申して愛あれば、神は必ず凡ての善賜を與へ給ふに相違ないを教へたのであります。

次の猶太書は極短い書であります、解釋家はユダはイエスの兄弟で、ヤエブも兄弟

であると申して居りますが、兩人共イエスの兄弟であると思はれます。

猶太書は、唯、勸、忠告等の實際的のことでありますが、矢張り救に關する約束の記事もあります、一神の愛の中に居りわれらの主イエスキリストの永生を賜ふ其矜恤を待つべし(猶二十一節)、また特に、基督の大きいある恩恵救拯を、感謝することが記してある、「我儕の教主ある獨一の神即ち爾曹を躓かせじと保り爾曹をして汚なく歡びて其の榮光の前に立ことを得しむるものは世の始の前より今また後も世々永遠われらの主イエスキリストに由て榮光と威光と大能と權を有ち給ふありアーメン(全廿四、廿五節)、神は私共を惡より救出し、主義あるものごなし、窮りなき榮光の前に、私共を伴い給ふ唯に罪の赦放を與へ給ふのみならず、完き救拯、永遠に守り給ふ救であること云ふ教であります。

今一つの記事は黙示録であります。此の黙示録は未來を預言する示現であります、彼のヨハネの見たる幻である、其の預言は、皆約束の價值のあるもので、個人的約束ではありませんが、教會の發達、また其の結果は勝利を得て榮光に輝くと云ふ記事であります。

ある、多くの惱、迫害に遇ふことあるとも、遂に基督の能力は勝利を占めて、金銀、眞珠で出来た、都に輝き、凡ての聖徒の住居とあつて、基督は窮なく聖き教會の中に宿り給ふて、完全にして榮光ある世の中であるのであります、此の黙示録全体は斯様か、大なる約束である、併し其中にある特別の二三の約束の記事を研究したいと思ひます、「爾死に至るまで忠信おれ然ば我れ生命の冕を爾に與へん(黙二〇十)、「視よ我戸の外に立ちて叩もし我聲を聞て戸を開くものあらば我れ其の人の所に就らん而して我はその人と偕に其の人は我と偕に食せん(全三〇廿)またヨハネ幻に多くの白衣を着て居るものを視、彼等の妙ある顔を見ました、「彼れわれに曰けるは彼等は大きいある艱難を経るものを見て、彼等の血にて其の衣を滌ひこれを白おせるものあり、是故に彼等は神の寶座の前に在りかつ神の殿にて夜晝神に事ふ寶席に座するものは彼等の中に居給ふべし、彼等は重ねて飢す重ねて渴かずまた日も熱氣も彼等を害はざるあり、そは寶座の前にある羔かれらを養ひ彼等を活る水の源に導き以神かれらの涙を其目より拭ひ給ふべければあり(全七〇十四—十七)、廿一章には新天、新地があつて、新らしいエルサレム

の天より降るを見ましたと書いてある、其の意味は凡てのことが新らしく清潔にあると云ふ意味である、「われ大なる聲の天より出づるを聞けり云はく神の幕屋人の間にあり神人と共に住み人神の民とあり神また人と共に在して其神と爲給ふあり、神彼等の目の涙を悉く拭とり復死あらず哀み哭き痛みあることおし蓋前のことすでに過去ばかり」(全廿一〇三四節)、是れは完全なる、聖なる、幸福ある時代の來ることを預言することである、夫れから續ひて、聖き神殿の榮光が輝ひて居る所の立派な狀を説明して、「また日月の照すことを需めず蓋神の榮光これを照し且羔城の月燈あればあり、萬の國の民この光によりて行まん、されどたゞ羔の生命の書に録されたるもののみ入るあり」(同廿三、廿四、廿七節)此の輝いて居る都は、勿論基督信者の世界であります、完全、潔き世界に信者は、聖なる幸福ある生涯を送ると云ふことである。

廿二章には、生命の水の例話を以て、神の愛するものが、其の生命の河の傍りの、立派な公園に常に樂んで祝ふて居ることが記してある、「神の面を視神の名彼等の額に在べし、彼處には夜あることなく燈の光と日の光とを用ることおし蓋主ある神かれらを照

し給へばあり彼等は世々窮りなく王たらん」(同廿二〇四、五)、其の幸福ある生涯は、直接に神に交はることであり、夫れで何人が其の幸福ある生涯に入ることを得るかを指して、「その衣を洗ひし者は、福あり彼等は生命の樹の果を受ることを得また門より城に入ることを得べし」(同十四節)、勿論其の衣を洗ふことは、基督の血に洗はれることである、即ち主イエスの血に由て、罪の赦されることを形容したものである、其の榮光ある幸福ある生命を受くるものは、凡て基督に由て罪の赦しを得て救はれるものである、其の救いの招きは「靈と新婦と云ふ、來れと之れを聞者も來れといへ渴者は來るべし願ふものは價がした生命の水を飲べし」(全十七節)基督に倚頼むものは、皆残らず罪は赦され即ち衣を洗はれて、其の幸福ある生涯に入ることが能く、さうして願ふものは何人でも残らず、基督に來つて、其救を受けしめん爲であつて、此の記事は、其の招きの案内書であります、聖書の最終の記事は、祝福の言であります、「願く主はイエスの恩寵すべての聖徒と共に在んことをアーメン」。

(完)

明治三十九年十一月十五日發行

定價金參拾錢

著發行兼者

大阪市西區川口町廿二番地

印刷者

井城次

印刷所

大丁阪市東區備後町

進舍

日

大丁阪市東區備後町





